

【 ペット飼育規約 】

建物	名 称	号室
	所 在 地	

第1条【 目的 】

1.この規定は上記表示物件(以下「本物件」という。)を貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)が賃貸借契約を結ぶにあたり、本物件において動物を飼育する場合に必要な事項を定めるとともに、動物の愛護についての理解を深め、調和のとれた生活及び環境の維持向上を目的とする。

第2条【 居住者の理解 】

1.全ての居住者は、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境づくりに協力するものとする。

第3条【 飼うことのできる動物の種類 】

1.借主が飼うことのできる動物(以下「ペット」という。)の種類は犬のみとする。

第4条【 飼うことのできるペットの飼育頭数及び大きさ等 】

1.借主が飼うことのできるペットは次の各号のとおりとする。

- 飼育できるペットの頭数は総数で2頭までとする。
- 成犬時の体重がおおむね15kg以下の大きさのものとし、甲が飼育申請時点において認めたものとする。

第5条【 飼育できる犬の条件 】

1.狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項に基づく登録を受け、同法律第5条に基づき狂犬病の予防注射を受けていること。

2.年に1回感染症の予防ワクチンを接種していること。

3.飼育にあたっては、集合住宅での飼育に適するしつけができていること。

第6条【 飼い主の心構え 】

1.本物件においてペットを飼育する借主(以下「飼い主」という。)は、次のことを常に心がけなければならない。

- 他の居住者及び近隣の住民の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
- ペットの本能、習性等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、ペットを終生、適切に飼育すること。
- 寄生虫予防の適切な措置をすること。
- 不妊去勢手術等の繁殖制限措置をするようにつとめること。
- 動物に関する国際条約、動物の保護及び管理に関する法律、在住する自治体の動物の保護及び管理に関する条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守ること。
- 本規約及び甲の指示指導を遵守すること。

第7条【 飼い主の守るべき事項 】

1.飼い主は、次にあげる事項を守り、ペットを適切に飼育しなければならない。

- 基本的な事項
 - ア.ペットは、自室内で飼育すること。
 - イ.ベランダ・バルコニー・専用庭・駐車場など、自室以外の共用部分での飼育、餌やり、排泄行為、毛の手入れ、ケージ(籠)の清掃などをしてしないこと。万一排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに衛生的な後始末を行うこと。
 - ウ.ペットの異常な鳴き声、糞尿から発する悪臭、毛等の飛散によって、近隣に迷惑をかけないこと。また、毛の手入れ、ケージの清掃等を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛等の飛散を防止すること。
 - エ.ペット及び飼育用具は、常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
 - オ.共用部分でのペットによる汚損、破壊、損傷が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。
 - カ.自室内での設備利用について、甲の示す利用上の注意を守ること。また、それを守らずに汚損、破壊、損傷が発生した場合、飼い主は責任を持って修繕、処置すること。
 - キ.地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護するとともに、ペットが他の居住者に危害を及ぼさないように留意すること。
 - ク.ペットの飼い主は、ペットから24時間以上離脱する場合は、ペットの世話を行える者にその世話を委託するか、ペットをしかるべき施設、もしくはペットの世話を行える者に寄託すること。
 - ケ.ペットの繁殖は禁止とする。
 - コ.ペットが死亡した場合には、動物霊園・自治体などに依頼し、適切な措置をすることとし、敷地内での土葬は禁止とする。
 - サ.犬を散歩させる時には、必ずリードで繋ぎ、砂場や芝生等の立入を禁止された場所に入れないこと。
 - シ.廊下、階段及び通路ではリードを短く持ち、他の居住者に触れないように注意すること。

(2)共用部分の利用について

- 共用部でのペットによる汚れなどは、本物件の借主がお互いに協力し合い、定期的に清掃するなどして常に清潔に保つよう心がけること。
- 本物件内で発生したペット起因による入居者及び近隣とのトラブルについては、当事者が責任も持って解決することとする。

第8条【 飼育申請手続き 】

1.借主は、犬の飼育を希望する場合は、大きさ、頭数その他甲が定める条件を満たしていることが確認できるよう、次の各号に掲げる書類を添えて、甲に提出し、審査を受け承認されなければならない。

(1)犬を飼育する場合

- 甲が別に指定しているペット飼育申請書(犬用)
- 獣医師の診断書(甲が別に指定するペット診断書(犬用))
- 狂犬病予防接種を証明する書類の写し(賃貸借契約の更新時には再提出のこと)

(2)賃貸借契約の更新時には下記の書類を提出すること。

- 犬の場合は、過去一年以内に接種した、狂犬病予防接種及び感染病予防ワクチン接種を証明する書類の写し

(3)ペットを飼わなくなった場合は、甲に飼育登録の抹消を申し出ること。

第9条【 盲導犬等に対する配慮 】

1.居住者が盲導犬、聴導犬、介護(助)犬等(以下「盲導犬等」という。)を必要とする場合においては、甲及び他の居住者は、そのペットの必要性に十分配慮するものとする。また、盲導犬等については、次にあげる項目の適用を除外する。

(1)第4条(2)飼育できる犬の大きさについて

第10条【 飼い主に対する指導、禁止 】

- 借主は第4条並びに第8条の承認を受けた犬以外は飼育してはならない。
- 飼い主が、この規定に違反し、他の居住者及び近隣住民に迷惑や危害を与え、甲が指導を行ったにもかかわらず、問題が解決されない場合は、その飼い主は、速やかに当該ペットの飼育を取りやめなければならない。

第11条【 原状回復の義務 】

1.退去時には、ペットによる室内の破損及び汚れについては、飼い主(借主)が責任を持って修繕及びクリーニング費用を負担し、臭いについても飼い主(借主)の費用で脱臭の処置を行うこと。

第12条【 その他 】

1.上記以外で、本物件におけるペットにかかわる取り決めを下記に示す。

- 本物件にペットを同伴した来訪者を迎えるにあたっては、その招待者に本規約の遵守をさせること。
- 本物件内への遺棄ペット又は登録外の犬については、餌や木を与えたり、自己の居室での飼育をしてはならない。

第13条【 特約事項 】

- 飼い主(借主)が本規約の各条項に掲げる義務に違反し、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を誠実に履行しない場合、貸主・借主間の居住用建物賃貸借契約を解除されても、貸主に対して何らの異議申し立てを行わないものとする。
- 前項の場合、借主は速やかに居住用建物賃貸借契約の対象となった住戸を明け渡すこと。
- ペットを飼育せず入居の場合も、本物件はペット共生型集合住宅である事を承知し、規約に則りペットを理解、容認すること。
- 本規約の改正は甲が行うものとする。

ペット飼育規約の各条項に同意し、遵守することを誓います。

平成 年 月 日

借主（乙）

住所：

氏名：

印

TEL：_____